

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	200	-	200	1,886,156	-	1,886,156	575,169	1,310,987
歯科医業	104	-	104	652,987	-	652,987	301,600	351,387
薬剤師業	4	-	4	14,433	-	14,433	11,600	2,833
あん摩等の事業	70	3	73	350,411	10,659	361,070	208,559	152,511
獣医業	70	1	71	575,183	2,980	578,163	205,417	372,746
装蹄士業	x	x	x	x	x	x	x	2,246
弁護士業	205	-	205	3,453,569	-	3,453,569	594,500	2,859,069
司法書士業	152	-	152	1,533,591	-	1,533,591	440,800	1,092,791
行政書士業	14	-	14	60,529	-	60,529	40,600	19,929
公証人業	8	-	8	86,786	-	86,786	23,200	63,586
弁理士業	4	-	4	29,087	-	29,087	11,600	17,487
税理士業	334	3	337	2,424,367	14,770	2,439,137	975,609	1,463,528
公認会計士業	37	-	37	325,195	-	325,195	107,300	217,895
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	51	-	51	301,323	-	301,323	147,900	153,423
コンサルタント業	118	1	119	628,921	3,251	632,172	342,201	289,971
設計監督者業	232	9	241	1,072,076	30,822	1,102,898	698,900	403,998
不動産鑑定業	13	-	13	120,063	-	120,063	36,975	83,088
デザイン業	66	1	67	321,268	2,947	324,215	194,300	129,915
諸芸師匠業	108	3	111	479,815	9,199	489,014	321,175	167,839
理容業	96	6	102	374,172	18,606	392,778	293,867	98,911
美容業	196	7	203	899,082	22,357	921,439	587,251	334,188
クリーニング業	16	2	18	67,861	7,124	74,985	52,200	22,785
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	86	3	89	363,051	9,999	373,050	258,100	114,950
測量士業	20	-	20	82,689	-	82,689	58,000	24,689
土地家屋調査士業	66	-	66	336,713	-	336,713	191,400	145,313
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	9,495
印刷製版業	3	-	3	11,375	-	11,375	8,700	2,675
合計	2,276	40	2,316	16,469,664	137,094	16,606,758	6,698,523	9,908,235

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成20年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人，千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	-	-	-	-	x	8,137
第2種事業	-	-	-	-	x	459,832
第3種事業	x	x	x	x	x	84,078
計	x	x	x	x	7	552,047

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成20年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。